

掛川市告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成28年10月6日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月6日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	十九首本通り線	下俣字五十ノ坪219-1	十九首字十九首4-2	
2	横垂前仲田1号支線	藪ヶ谷字仲田879-6	藪ヶ谷字仲田879-7	
3	横垂前仲田2号支線	藪ヶ谷字仲田874-5	藪ヶ谷字仲田874-6	